

# 帝国大学体制成立前史（二）

## —大学分校を中心にして—

中 野 実

はじめに—課題の設定—

本稿は第三高等中学校の前身、大学分校の位置付けをめぐる過程の分析を通して、帝国大学体制成立の一つの前史を明らかにすることを目的とする。

大阪中学校、大学分校、第三高等中学校への改称、改組は「神陵史」、「京都大学百年史」などにすでに取り上げられている<sup>①</sup>。大阪中学校改組の動きは「逐次法理医文等高等ノ学科ヲ設置シ一大学トナス」という方針の下に進行するが、最終的には大学ではなく、高等中学校という制度的範疇に落ち着く。先行研究はこの間の経緯を、学校内部の整備過程と実態、文部省との往復、閣議内部の審議などを通して、分析を行っている。しかし、詳細に検討すると、きわめて重要な画期が見落とされていることに気がつく。すなわち、いつ「大学」設置構想が放擲されたのが、明らかになっていないのである。大学分校は「大学」から「中学校」へと位置づけを変更する。この変更は、この時期の高等教育政策の全体の動向にかかわる重要

なターニングポイントではなかったか、という視点が欠落していることである。

ところで、筆者は帝国大学体制成立の前史として、三つの側面を明らかにしなければならないと考えている。一つは東京大学の改革課題、二つ目は高等中学校成立までの予備門、大阪中学校の改組の経緯、三つ目は高等教育機関の統廃合、の三つである。すでに第一にかかわり、筆者は東京大学における「拡充整理案」を紹介した。この案は一八八五年（明治十八）の初頭において、大学全体の将来構想にかかわり、「学校経済ノ方法」という明確な視点をもって、教育研究機関としての大学にとって適正な知的環境を構想しなければならぬという視点があつたことを明らかにした<sup>②</sup>。今回は、第二の側面について大阪分校を中心にして三つの改組構想の分析を通じて、政策の転換点を明らかにする。

## 「一個之普通学校」——大学予備門の改組——

近年刊行された「京都大学百年史」(総説編)は、次節において詳述する「関西大学創立次第概見」を一八八五年三月、大木喬任文部卿に東京大学予備門長杉浦重剛が提出した予備門の分離、独立案と同時期と推定している<sup>三〇</sup>。以下の行論の關係上、まずこの杉浦の分離、独立案を取り上げる。

三月二六日、杉浦は、文部卿に対して一つの意見書を提出した<sup>三〇</sup>。杉浦は意見書の冒頭において「過日御内諭之次第モ有之大学及び予備門草正之義ニ就キ種々熟考候処、大学之義ハ当局者モ有之已ニ充分之意見陳述被致候事と存候得は、小官儀ハ予備門将来之方向ニ付聊卑見陳述候条、何卒可然御取捨相成度候」と述べていた。この引用から、意見書が(一)文部省からの「内諭」に対する意見陳述であり、(二)内論が大学にも同様に発せられており、さらに(三)彼は大学側の意見開陳を承知している、ということが分かる。意見書は「予備門将来之方向」という明確な姿勢の下に書かれ、東京大学における「拡充整理案」と連動した動きであった。

彼の予備門の分離、独立案の趣旨は明瞭である。予備門は「純然たる一個之普通学校にて、殆ント模範中学校之体裁を具へ居」り、「当夏理学部移転相成候と同時に予備門を大学より分離し、東京中学校若しくは東京普通学校等之名義にて一個独立之学校」とする。そしてこの学校の主意は「中学(教則)綱領(大綱)ニ基き普通教育を旨とし、専門学ニ入るの階梯を為し、猶其上地方中学卒業生を

練習(為)致候見込ニ有之候、然る上ハ他官立専門学校にて従来予科を備置候モノも、其予科を該学校一手ニ引受候ハ、經濟上大ニ便宜ヲ得べくと存候」というものである(□内は筆者注。以下同様)。

杉浦は予備門を中学校教則大綱(一八八一年七月、第一条)における「高等ノ学校ニ入ル為ニ必須ノ学科ヲ授クル」機関と構想しており、教則大綱のもう一方の趣旨(「中人以上ノ業務ニ就クカ為メ」の機関)をまったく捨象していた。予備門は、教育制度上において正系に位置付けられた大阪中学校を意識しつつ、これまでの実態に沿って専門予備教育機関としての独立を求めていた。文部省もこの趣旨を踏まえ「凡高等専門学科ノ予備科ハ毎専門学校各別ニ之ヲ設クルヲ要セス、便宜一餐ニ於テ数専門ノ予備生ヲ併セ教養致可然儀ニ有之、左スレハ自ラ事業ノ重複ヲ除キ経費ノ累冗ヲ省ク等ノ便益モ有之候」<sup>三二</sup>と、予備門の独立を七月一六日太政官に伺い出、八月一四日認可された。

## 折田の意見書——大阪中学校の改組——

大阪中学校長折田彦市は、一八八五年(明治十八)一月一〇日付けの「中学規則ノ儀ニ付文部卿へ建白」という文書を提出した<sup>三三</sup>。建白書は本文と「規則改正提案疏解」とから成る(文末に参考資料として翻刻した)。その趣旨は、英語の学習時間増加と初等中学校、高等中学校の区別の廃止にある。後者について見てみよう。まず彦市は言っている。「夫レ中学ニ初等、高等ノ二等アル所以ノモノハ

其初等科ニ於テハ汎ク普通学ノ大概ニ涉獵シテ、之ヲ師範学科又ハ諸ノ専門学科ヲ修ムルノ用ニ供シ、其高等科ニ於テハ尙其重要ナル学科ヲ更ニ一層子細ニ講習セシメテ、広ク士人中正ノ業務ヲ執リ、又ハ大学科及高等ノ専門学科等ヲ修ムルノ用ニ供スルノ目的ニ外ナラサルナリ、然ルニ実地ニ就テ之ヲ驗ムルトキハ、啻ニ此ノ目的ニ副フノ便ナキノミナラス、却テ之ニ反スルノ不便アルヲ如何セン」。このうち実態の描写に入る。初等卒業者のうちさらに学業を修める者は、退校して予備学校に転出してしまふ。高等学科入学者は家の事情により移動が出来ないものか、待機組であり、要するに「決シテ確乎タル志望ヲ高等科ニ繋クル者」ではない、という。高等科は「故ニ其人員常ニ少ク、僅ニ二人若クハ三人ノ為ニ一階級ヲ置カサル可ラサルノ不便ニ陥ルコト常々ニシテ」、「学校ニ損スル所多クシテ、益スル所鮮キハ智者ヲ待チテ後知ルヘキニアラサルナリ」と述べる。そのため「初等高等ノ区画ヲ徐却シ、中学全科ノ修業年限ヲ五ヶ年トシ、以テ一ハ生徒ノ未熟、退校ノ弊ヲ救ヒ、一ハ学科ノ重複、講習ノ煩ヲ解キ、且大ニ学校不急ノ冗費ヲ省」く必要がある、と結論する。さらにもう少し現状を聞いてみよう。「規則改正提案疏解」の中学校にはつぎのような記述がある。「抑中学校ハ中人以上ノ業務ニ就クカ為メ、又ハ高等ノ学科ヲ修ムルカ為メノ予備トナス者ナルニ、現規則ノ初等中学校ヲ卒業シタル力量ニテハ以上二者ノ目的ニ於テ歎然ノ憾アルコト多シ、加之高等中学校ヲ修了スルモ東京大学ヘ入ラント欲スルニハ尙一ヶ年ノ日子ヲ全ク英語ノ為ニ費サ、ル可ラス、乃中学校ニ入りテ大学ニ入ルノ予備ヲ成就センニハ

従来ノ法規ニヨルモ斯ク七ヶ年ノ久シキヲ要ス、況ヤ近日大学予備門規則ノ改定アリテ以来、独英二語学ヲ兼修セサル可ラサルノコトナリシヨリ推ストキハ、今後此七ヶ年モ猶或ハ不足ナルナキヲ保ス可ラス、所以ニ大学ニ入ラント欲スル者ハ固ヨリ高等中学ヲ修ムルノ要アルヲ見ス」と。

大阪中学校長彦市は、高等学科の不振を背景として、中学校教育の完成と大学との接続関係の構築を求めている。ある意味において、「教育令」の学校体系の完成を求めている、とも言える。

#### 大学分校の先駆——「関西大学創立次第概見」——

さきに記したように、東京大学予備門の分離独立案と同時期と推測されている「関西大学創立次第概見」（以下「概見」）がこのあとに来る。『「概見」は「大阪中学校ヲ改称シテ関西大学」とするための案件として、校名改称の発令、校地の選定、「建設工事ノ企図」、学科教則の選定、中学生徒の処分、の四つを挙げている。（文末に参考資料として翻刻した）ここでは学校教則の選定を中心に、関西大学の位置づけを見てみる。まず修業年限については「関西大学ニハ本科及予科ヲ置キ、其本科ノ修業年限ヲ四ヶ年トシ、一ヶ年ヲ以テ一学級ニ配シ、其初一年ハ共ニ同シク高等ノ普通学科ヲ修メシメ、後三年ハ法理文三学科ノ中、其一学科ヲ撰ミテ之ヲ専修セシムヘシ、又予科ノ修業年限ハ当分ノ中五ヶ年（即五階級）トシ」云々とある。予科を五年としたのは「目今本地方ニ於テハ三

ケ年若クハ四ケ年ナル大学予科ノ最下級ニ進ム迄ノ階梯タルヘキ学校ナキカ故ニ、一兩年間ハ予科ノ年限ヲ永クシテ其最下級ノ程度ヲ卑クシ、以テ入学ノ門路ヲ平易ニシ置キ、年ヲ逐ヒテ漸々下級ヲ除却スルヲ便トスルノ事情アル」ための過渡的措置であり、本来ならば予科三年、本科四年の教育課程となる。入学資格は明記されていないが、東京大学との比較が参考になる。すなわち「此予科ノ課程ハ較和漢文ノ時間ヲ多クスルト、独逸語ヲ交ハサルトノ外、都テ彼ノ東京大学予備門第二級以下ノ課程ト同一ナルモノニシテ、則此本科第四級即第老年生ハ彼ノ予備門第一級生ニ均シク、此ノ本科卒業生ハ恰モ東京大学法理学第二級卒業生ト匹敵スヘキモノトス」と位置づけられている。これから明らかのように、「関西大学校」は東京大学より一年間修業年限が少ない機関と位置づけられていた。さらに見れば「我本科ヲ修ムルノ生徒ハ蓋遂ニ進テ東京大学等ニ入り、更ニ高尚ナル学科ヲ研究スルノ志望アルモノ多カラシ」と述べているように、別言すれば東京大学は「高尚ナル学科ヲ研究」するところであり、別格の扱いを受けていたと思われる<sup>(五)</sup>。

これに対して文部省の「見込」は以下の通りである。

まず教則について「当初ニ在テハ先ツ現在ノ中学校ヲ釐正シテ、予備科タルニ適セシムルコトヲ務メ、其本科ハ姑ク方今殊ニ緊要ナルノ学科ニシテ、且稍施設シ易キモノ二三科ノ設置ニ止メテ可ナルベシ」と予科からの順序を提案する。修業年限、入学資格は大阪中学校のそれと同じであることは「該予備科ヲ卒リタル者ハ該大学予備門第一級ニ転入スルヲ得セシムルコト、ナシテ可ナルベシ」から

分かる。専門科目は「概見」の「法理文三学科ノ中、其ノ一学科ヲ撰ミテ之ヲ専修セシム」に比して、格段に詳しい。「蓋シ方今施設ヲ要スベキ専門学ハ其科固ヨリ鮮カラスト雖モ、就中理学ヲ振起シ、諸般実業ノ基本ヲ開興スルハ殊ニ方今ノ緊要事ナリ、且大阪中学校ハ旧舎密局等ヲ継承セルモノニシテ、当初既ニ理学ノ教育場タリシノミナラス、近年一旦専門学校トナリシトキモ、理医ニ学科ヲ設ケタルモノニシテ、自ラ理科ニ係ル教授上ノ準備等ハ既ニ多少具ル所アルカ如シ、従テ今之ヲ高等学校ニ改更シ、其本科ヲ置カントセハ、右理科ニ係ル学科ノ如キハ稍施設シ易キ所アルベシ、故ニ其本科ハ先ツ物理、化学、数学ノ如キ理科ニ係ル学科二三科ヲ設置スルコト、シ、其他ノ学科ニ至テハ当ニ漸ヲ以テ之レカ施設ヲ計画スルニ若カサルベシ」と述べている。実業の振興と大阪中学校の伝統とから開設すべき専門科目を説いている点は見逃せない。ただ、異なる点があることも確かである。文部省側が機関の名称を「関西高等学校」と明言している点<sup>(五)</sup>、「其予備科ニハ東京大学入学志願ノ者モ亦入学スルコトヲ許シ、該予備科ヲ卒リタル者ハ該大学予備門第一級ニ転入スルヲ得セシムルコト、ナシテ可ナルベシ」と専門予備教育機能的な機能をも持たせようとしている点、である。以上のことがらを踏まえれば「其費用モ当分格別多額ヲ要セサルベシ、尤詳細ノ予算ハ本案ノ大体決定ノ上ニテ調査スベシ」と括っていた。

#### 大学分校の成立

大学分校の制度的位置づけの激変は、文部省事務組織規程に示されている。一八八五年（明治十八）二月二八日、文部省はそれまでの各局を廃して、あらたに大臣官房、事務局、編輯局、会計局を置いた。事務局には四課が置かれ、第一課は「大学校大学分校二係ル事」、第二課は「中学校大学予備門及高等女学校二係ル事」と規定された。大学分校は「大学」の範疇にあつて、予備門とは異なる機関と位置づけられていたことが分かる。ところが、一八八六年（明治十九）二月二六日の文部省官制によれば、大学分校の名称は同じであるが、位置づけが違う。同官制によれば、事務局、編輯局、会計局の三局を置き、事務局はさらに四課から構成され、大学分校は第二課「大学分校中学校及高等女学校二関スル事務ヲ掌ル」となった。第一課は「帝国大学二関スル事務ヲ掌ル」である。あらためて指摘するまでもなく、大学分校は中等教育機関の範疇に転換されていた。以上のことを念頭に置き、大学分校の成立から性格変更までの経緯を大学分校規則を中心に見ていく。

大阪中学校の改組は予備門の分離独立伺いに先立つこと、約一ヶ月前から動き出す。一八八五年六月二二日に提出された「大阪中学校組織改更之儀伺」には地方教育の振興という新たな論理が付加される。二〇。「近来普通教育逐次上進シ、子弟ノ高等教育ニ就クヘキ者漸ク増加候処、右高等教育ヲ授クルノ学校ハ、東京ニ於テ二三ノ設置有之ノ外、各地方ニ於テハ殆ト其設無之、随テ右等子弟ハ一二東京ニノミ輻湊スルノ傾向ニ候得共、東京モ亦有限ノ学校、悉ク之ヲ入学セシムル能ハス、教化隆興ノ進路ヲ阻礙スル小少ナラス」と。

このために「当省所轄大阪中学校ノ儀ハ、従来各地方中学ノ模範ニ供スルノ旨趣ヲ以テ持続致来候得共、今日ニ在テ右高等教育ノ須要ニ比スレハ、稍軒輊モ有之候ニ付、今般該校ノ組織ヲ変更シテ大阪大学部校ト改称シ、逐次法理医文等高等ノ学科ヲ設置シ、一大学トナスノ見込ヲ以テ、差向予備科及一二高等学科ヲ設置致度」と記されていた。これまでの経緯から考えて、この伺書は奇異な印象を与える。第一に地方教育の振興とはこれまでまったくなかつた視点であること、第二に「大阪大学部校」とこれもまたまったくなかつた名称が採用されていなかったこと、第三に、あらためて指摘するまでもないが、大学設置構想が予め示されていること、である。「概見」は七月一〇日以前の決定を要望していたが、十一日に浜尾大書記官から電報をもつてまず通知され、翌十二日に決済された。改組の決定により、旧大阪中学校生徒の大学分校への異動が行われた。旧中学校高等科、初等科の在籍者二五九名のうち退学した一三名を除いた二四六名を、大学分校組織の別課予備科（第一、二級）一五六名、予備科（第一―三級）九〇名に割り振った。二二。

大学分校規則はかなり遅れて二月二日に裁可された。しかし学校としては九月の新学期を迎えることになっており、さっそく七月一七日に折田は文部卿に宛てて仮規則一斑を提出した。さらに「明治十八年八月五日撰大学分校規則草案」と題された文書がある。この草案を修正した規則案が九月に作成され、以後文部省との往復を経て、一二月の裁定となる。八月の草案は以下の通りである。二三。

## 大学分校規則

第一条 大学分校ハ文部省ノ直轄ニシテ其建在地ハ当分大阪城西馬場トス

第二条 教科ハ大学科及之ニ進ムノ予備科トス

但大学科ハ現今理学文学ノ二科ヲ置キ漸次他ノ学科ニ増設スヘシ

第三条 修業年限ハ大学科ヲ四ケ年予備科ヲ三ケ年通計七ケ年トス

但予備科ハ当分ノ中二ケ年ヲ加ヘ五ケ年トス

第四条 大学科ハ又本科ト呼ヒ之ヲ修ムル者ヲ学生ト称シ予備科ハ又予科ト呼ヒ之ヲ修ムル者ヲ生徒ト称ス

第五条 大学科卒業ノ者ニハ得業生ノ称号ヲ付与スル

第六条 学生生徒タルヲ得ル者ノ資格左ノ如シ

- (一) 男子ニシテ天然痘又ハ種痘ヲ了ヘ品行方正身体健康ノ者
- (二) 生徒八年齡滿十四歲以上学生八年齡滿十七歲以上ノ者
- (三) 試業ニ及第ノ者

第七条 [略]

## 第二章 大学科教則

此章ハ現今取調中ナルヲ以テ暫ク闕如ス

この八月案は、教科を「大学」科と予備科とに区分していることに明瞭なように、「大学」としての規則を定めていた。さきの「概

見」と比較してみよう。「概見」では東京大学の法理文三学部の一学科を選択すると特定されていなかったが、専門科目は三つの学部には含まれていた。修業年限の大学科四年、予備科三年、通計七年は「概見」の原則と同じであり、過渡的措置としての二年増加も等しい。ところで、東京大学予備門は一八八四年六月五日、修業年限を四年に延長して、二月二〇日には最下級入学者の年齢を一六歳以上に設定した。この八月案の修業年限は、予備門と東京大学との合算年数より一年短い。過渡的措置としての予備科五年を入れても、入学年齢が一四歳以上（第六条第二項）のため東京大学卒業生よりも、やはり一年短い。この点においても「概見」と同様であった。すなわち「本科卒業生ハ恰モ東京大学法理文第二級卒業生ト匹敵」する、と記されていた。「概見」にはなかった事項が八月案には盛り込まれていた。第五条の「大学科卒業ノ者ニハ得業生ノ称号ヲ付与スル」という規定である。称号の授与までが構想されていた。もちろん予備門にはそのような称号の授与はない。称号を「学士」ではなく「得業生」としたことは、以下のように考えられる。東京大学は一八八六年から卒業生には「学士」ではなく、「得業士」の学位を与える規則が適用されることになっていた<sup>二〇</sup>。「得業生」の称号は修業年限において東京大学より一学年少ない「大学」として、それより一段低い称号として考案されたと考えられる。

以上から、八月案は「概見」の構想を下敷きにした「大学」規則と推定される。しかし八月案は数度の修訂を経て二月に正式な決定を見るが、その裁定規則はよほど異なった内容になっていた。

一八八五年二月二日に正式に裁可された大学分校規則は以下の通りである二五。

## 第一章 総則

第一条 大学分校ハ文部省ノ直轄ニシテ其建在地ハ当分大阪城西馬場トス

第二条 教科ハ本科及之ニ進ムノ予備科トス

但本科ハ現今理学文学ノ二科ヲ置キ漸次他ノ学科ニ増設スヘシ

第三条 修業年限ハ本科ヲ三ケ年予備科ヲ一ケ年通計四ケ年トス

但予備科ハ当分二ケ年ヲ加ヘテ三ケ年トス且従前入校ノ生徒ニシテ直ニ予備科ニ編入シ難キ者ハ編入ノ期マテ姑ク別課予備生トシテ在学セシム

第四条 本科ヲ修ムル者ヲ学生予備科ヲ修ムル者ヲ生徒ト称ス其資格左ノ如シ

- (一) 男子ニシテ天然痘又ハ種痘ヲ了ヘ品行方正身体健康ノ者
- (二) 生徒ハ年齢満十四歳以上学生ハ年齢満十七歳以上ニシテ入学試験ニ及第シタル者

八月案と比較してみよう。大学科が本科と修正されているが二六、専門学科は同じである。修業年限は大幅な変更になっている。裁可規則は原則を本科三年、予備科一年とし、過渡的措置として予備科に二年を加えて三年、通計六年にした。八月案の原則七年に比して

三年の短縮であり、過渡的年限においても三年もの短縮になっていた。この結果、さきに指摘したように、予備門が一六歳を入学年齢に設定していたため、大学分校の卒業年限は予備門修了と同じになる。ここで大学分校は予備門と同じレベル修業年数の短縮にとまなう処置と思われるのが、「得業生」規定の削除である。同じ修業年限の学校卒業生に授与する称号に格差を設けることが問題になり、均衡を取るために措置と考えられる。さきの一月二日八日の文部省事務章程の規程を思い出せば、東京大学とはレベルをまったく異なる「大学」、予備門と修業年限を同じくする「大学」が大学分校であった。

## 五 大学校構想

一八八六年四月に中学校令が公布され、大学分校は第三高等中学校に改組される。三月三十一日現在、大学分校には予備科第二級生二八名、第三級生六〇名、別課予備級第一級生八七名、第二級生一四七名、計三二二名の生徒がいた。その多くは「時偶々大学分校に於て予科第一年の臨時入学の募集広告を新聞で見えて大学分校はやがて大学となる前提であろうと云ふので急に思い立ち何の準備もなく、早速願書を出して置いて置いて郷里（松山）を出て大阪に来」二七たものたちであった。それが中等教育機関として位置づけられることになった。ただし、このことはさきに指摘した同年二月に制定された文部省官制により、予想されていたことであった。残念ながら、一八

八五年一二月から翌年二月までの経緯はほとんど不明である。現在の間の動静としては、新聞雑誌誌上に報道された「五大学校」の記事のみである。

最初の「五大学校」構想は一八八六年一月二五日付けの「時事新報」に報道された。それは「五大学校 今度政府にては東京大学の外に全国便宜の場所に四個の大学校を設け都合全国に五大学校を置くやの説あり」という記事である。途中、「大学条令」の脱稿を伝えるの記事を挟みながら、二月二五日の記事「大学条令 同条令はこの程内閣より却下されたりとの事は前号に記せしが、同条令中全国に五大学校を設置するの件は非常の入費を要するを以て採用にならざりしなりとか云へり」(時事新報)をもつて終焉する。これらの記事の中において、比較的まとまったイメージを与えてくれる記事は以下の通りである二八。

大学と大学 全国に五大学を置くと云へる噂は諸新聞にも見へ、前号の時論にも大学を増設するの風説あるよしを掲げしが尚篤と探索しに、或人の話に森大臣の意見は全国に五ヶ所の大学校を設け此五大学を総括するに一の大学と云ふ者を以てし、大学は之を東京に設け他の大学よりは一層高尚なる者となし、各地の大学を卒業したるのみにても専門の学士として名誉を享くべきなれども尚一層高尚なる学理を窮め一層高き名誉を享けんとする者は東京に來りて大学の学籍に入り、二三年の学習を積みて其試験を受け始て何々学士の榮号を享くる順序となさんと趣向にして、

勿論大学の学生たる者は恰も彼の英国のケンブリッジ大学の生徒の如く、既に十分なる学力を有する者の入るべき所なれば、其教授も極めて簡單なり者とし、大概は自修にて学習する様なることならんと云ふ、若し此説の如くなれば我国大学教育の区域を広めて一大進歩を為すに至るべしと思はる

この記事に従えば、森の大学構想は東京大学を学校系統から外し、一段と高い研究機関と位置づけ、このほかに各地に「第二流二位する大学」、「稍卑なる大学」を設置するというものであること。大学分校は在籍生が予備科生徒のみであっても、いずれは「大学となる前提」の、「一大学トナス」の機関であつてみれば、この構想の中に位置づけられる。しかしこの構想が潰えたとき、大学分校もまた制度的性格を変更せざるを得なくなつた、と考えられる。

#### おわりに

大阪中学校から大学分校、大学分校から第三高等中学校への改組を中心に見てきた。大阪中学校の改組は、大学(専門教育機関)増設計画であり、その際構想された専門教育レベルには高低が前提にされていた。内閣制度発足後もこの構想の実現に向けた努力は重ねられたが、二月に至り「非常の入費を要する」という財政的理由により挫折した。

予備門と大学分校とを一つの中学校という範疇に統合したこと



は、実態と法制との両面から見て、選択せざるを得ないものと考えられる。大学構想が潰えたのち、予備科生徒しかいない大学分校の実態は、専門予備教育機関にしか改組できなかつたであろうし、予備門はもつと明瞭である。九六四名の生徒がおり、大学への進学を控えていた。専門予備教育機関としての純化が、予備門の将来構想であつたことはすでに指摘した。このような状況にあつて、既存の中学校令を基本に法制化が図られたのではないだろうか。一八八一年七月の中学校教則大綱（「中学校ハ高等ノ普通学科ヲ授クル所ニシテ中人以上ノ業務ニ就クカ為メ又ハ高等ノ学校ニ入ル為ニ必須ノ学科ヲ授クルモノトス」(第一条)と中学校令第一条の文言（「中学校ハ実業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ学校ニ入ラント欲スルモノニ須要ナル教育ヲ為ス所トス」）との類似性も、その一つの証拠といえるかもしれない。

しかし、あくまでも以上のことは推測にすぎない。今後の課題としたい<sup>二〇〇</sup>。

### 注

- (一) 二見剛史「明治前期の高等教育と大阪中学校」『日本の教育史学』、神陵史資料研究会「史料 神陵史」一九九四年。同「百年史編集委員会『京都大学百年史』、一九九八年。
- (二) 「拡充整理案」については、中野「帝国大学体制成立史前史」『東京大学史紀要』第一六号、一九九八年、を参照のこと。

と。

(三) 同前「京都大学百年史」六二―六三頁。

(四) 「東京大学予備門長杉浦重剛ノ大学予備門革正ノ義ニ付キ意見書」、大木喬任文書、国立国会図書館憲政資料室所蔵。

『東京大学百年史』から再引用。

(五) 「東京大学予備門分離ノ儀ニ付伺」『明治十八年 公文録 文部省自七月至十二月』、国立公文書館所蔵。

(六) 第三高等学校資料、「明治十八年文部省伺届原稿」、簿冊番号八五〇〇一八、京都大学総合人間学部図書館所蔵。鑑は「左案御照会可相成乎／按ノ普通学務局長ノ文部大書記官辻新次殿ノ中学規則之義ニ付別紙鄙見書文部卿へ差出候条可然御熟達ニ預リ度候也」と書かれており、欄外には朱筆にて「十一付ニテ辻へ送済」、「此案ハ遂ニ回報ナシ（文部ヨリ）」とある。本文と「規則改正擬案疏解」の二つから構成されている。参考史料として文末に掲載した。

(七) 同前簿冊。全体は「概見」と「文部一局見込」からなる。ただしこの史料については疑問点がいくつかある。第一にこの史料全体は筆写文であり、原史料ではない点である。このため作成時期を含めて史料の確定ができない。第二に形式面において不自然な印象がある。たとえば「大阪中学校ヲ改称シテ関西大学校トナサンニハ其施設執行スヘキノ事固ヨリ少カラス」云々と書出されているが、これではまるで文部省からの指示に応答しているように読める。しか

- し後段の「文部一局見込」(学務一局は一八八五年二月九日に設置)の文面からそのように読めない。さらに文部省が大阪中学校の意見に逐条通りに答える、というのも珍しい。
- (八) 明治一八年当時、東京大学の評価の一例として次のような記事がある。

- (九) 高等学校の名称及び機能については、「府県聯合設立高等学校ノ件」との関連が注目される(倉沢剛「教育令の研究」参照)。「コレレージノ類」と注書きがなされた高等学校は「高尚ナル専門学科ヲ研究予備ノ為メ又ハ実地ノ業務ニ就クカ為メ必須ナル高等ノ普通学科ヲ修メシムル所」と性格付けられていた。後年の発言になるが、辻次官は一八八六年七月の段階においても「地方高等学校の必用」を説いていた(『時事新報』一八八六年七月二三日付)。

- (一〇) 『官報』号外、明治一八年一二月二九日。ちなみに第三課「師範学校小学校幼稚園及通俗教育ニ係ル事」、第四課「専門学校各種学校書籍館博物館及教育会学術会等ニ係ル事」である。なお、この事務章程制定は「明治以降教育制度発達史」にも指摘がなされていない。

- (一一) 『明治十八年 公文録 文部省自七月至十二月』、国立公文書館所蔵。

- (一二) 二見前掲書、四二頁。

- (一三) 前掲三高資料、『明治十八年文部省何届原稿』

- (一四) 中野「帝国大学体制形成期における学位制度の成立に関する

考察」『東京大学史紀要』第一七号、一九九九年、を参考のこと。

- (一五) 前掲三高資料、『明治十八年文部省何届原稿』

- (一六) この修正はすでに八月案の段階で行われていた。ここでは八月案との比較のため途中の修正過程は省いた。

- (一七) 前掲「京都大学百年史」六七頁。

- (一八) 『教育時論』、第三〇号、一八八六年二月二五日(月)。

- (一九) ここであらためて井上毅文相の「施設ノ方案ヲ具ヘテ閣議ヲ請フ」(一八九三年六月)に述べられている「森氏後來ノ意見」との類似性を指摘しておく。

- (二〇) 内閣制度発足前後のこの時期の教育政策の動向については、不明な点が多い。たとえば本稿の主題にかかわる事項として一八八五年七月二五日に任命された中学校条例取調委員がある(七月一日には師範学校条例取調委員、七月二五日小学校条例取調委員)。これまで実態がまったく知られていないこの委員会の活動も、いずれ解明したいと思う。

(以上)

參考資料

凡例 (一)翻刻にあたり、漢字は現在使用されている簡略体を用いた。

(二)適宜句点を付した。

(三)合字は開き、<sup>レ</sup>はコトとした。

(四)本文中判読不能、欠けている箇所は□にて示した。

三十七 中学規則ノ儀ニ付文部卿へ建白 一八八五(明治一八)年

一月

謹白<sup>舊</sup>明治十三年ヲ以テ乏ヲ本校長ニ受ケテヨリ茲ニ五年、而テ初一年ハ専門学校ノ事ニ從ヒ、後ノ四年ハ今ノ中学ニ從事ス、爾來中學生徒ノ入學スル者六百零五人、而テ初等中學校ヲ卒業シタル者亦十有五人アルヲ得タリ、抑中學ノ名、本邦古來ノ無キ所、故ニ其教則ノ整備セシモ之ヲ實地ニ施行セシモ、蓋本校ヲ以テ嚆矢トナス、此ヲ以テ<sup>舊</sup>力職ヲ奉シ務ニ服スル、特ニ謹戒ヲ加ヘ事大小トナク、一二規則ニ依憑シテ之ヲ處シ、敢テ或ハ慢ルナク、潛心致思、日常肆習ノ情況ヲ視反復詳密、卒業學科ノ實力ヲ考ヘ以テ規則ノ適否ヲ驗察スルコト既ニ八学期間、嘗テ大ニ規則ノ適ハサルヲ曉レリ、乃之ヲ教員ニ諮ヒ、之ヲ監事ニ詢ル、衆口一ノ如シ、僉曰ク、英語學科ノ時間足ラス宜ク之ヲ増益スヘシ、曰ク初等高等ノ區別要ナシ宜ク之ヲ除却スヘシト、其說<sup>舊</sup>ト符節ヲ合スカ如シ、之ニ於テ益曩日ニ曉ル所ノ誤ヲサルニ庶幾キヲ知ル、今請フ先ツ二等ノ區別ヲ除却スヘキノ議ヲ陳セン夫レ中學ニ初等、高等ノ二等アル所以ノモノハ其初等科ニ於テハ汎ク普通學ノ大概ニ涉獵シテ、之ヲ師範學科又ハ

諸ノ専門學科ヲ修ムルノ用ニ供シ、其高等科ニ於テハ尚其重要ナル學科ヲ更ニ一層子細ニ講習セシメテ、広ク士人中正ノ業務ヲ執リ、又ハ大學科及高等ノ専門學科等ヲ修ムルノ用ニ供スルノ目的ニ外ナラサルナリ、然ルニ實地ニ就テ之ヲ驗ムルトキハ、畜ニ此ノ目的ニ副フノ便ナキノミナラス、却テ之ニ反スルノ不便アルヲ如何セン、何ヲ以テ之ヲ云フ、曰ク初等科ヲ卒業スル者ハ皆相率テ退校シ去リ、復タ殆ト留學スルモノナキ是ナリ、蓋卒業者ハ其己カ修了シタル學力ノ尚淺薄ナルヲモ顧ミス、其心輒チ謂ラク、今ヤ中學ノ一段ヲ卒ヘリ、普通ノ學科ハ我既ニ之ヲ知ル、復タ何ソ高等中學ニ入りテ物理学ニ化學ニ重複講習スルヲ須キヤ、若カス別ニ重要ノ學科ヲ撰択シテ、之ヲ專攻シ以テ日後、更ニ高等學科ヲ修ムルノ予備ヲ為サンニハト、此ニ於テカ蓋進ミテ學業ヲ修メント欲スル者ハ各其志ス處ノ予備學校ニ轉リ、學業ヲ修ムルコト能ハサル者ハ、直ニ退キテ世務ニ就ク、但此間或ハ依旧留在シテ、高等中學科ヲ修メント願フモノナキニ非レトモ、此等ハ大約學問ニ篤志ニシテ、學資ノ給シ難キニ苦ム者ニアラサレハ、家累ノ為メ地方ヲ離ル、コト能ハサルノ事情アル者ナリ、否ラサレハ暫ク停リテ他校ニ轉ルノ時期ヲ俟ツ者ナリ、決シテ確乎タル志望ヲ高等科ニ繫クル者ニハアラサルナリ、故ニ其人員常ニ少ク僅ニ二人若クハ三人ノ為ニ一階級ヲ置カサル可ラサルノ不便ニ陥ルコト常々ニシテ、然リ夫レ假令二三ノ人員ナルモ之カ為ニ一階級ヲ置カンカ、其要スル所ノ教員ナリ、教場ナリ、凡百ノ準備ナリ、之ヲ他ノ多數人員ノ階級ニ比シテ敢テ大差アルコトナシ、是レ其學校ニ損スル所多クシテ、益スル所鮮キハ智者

ヲ待チテ後知ルヘキニアラサルナリ、況ヤ其就キ学フ者亦確乎タル志望アルニアラサルヨヤ、所以ニ普通謂フ寧口初等高等ノ区画ヲ徐却シ、中学全科ノ修業年限ヲ五ヶ年トシ、以テ一ハ生徒ノ未熟、退校ノ弊ヲ救ヒ、一ハ学科ノ重複、講習ノ煩ヲ解キ、且大二学校不急ノ冗費ヲ省カン、是レ実ニ当今中学ノ要務ナリト、区画ヲ廢スルノ議此ニ了ル、請フ遂ニ英語時間ヲ増益スヘキノ議ヲ陳ヘシ、夫レ中学ハ高等ノ普通学科ヲ教フル所ナリ、既ニ普通ト云フ其学科博カラサル可ラサルハ固ナリ雖、然濫ニ博キニ過キテ皆淺ク、就中切要ノ学科亦他日高等ノ学科ヲ修ムルノ階梯トナスニ足ラス、又ハ他日更ニ精ク自修スルノ資ヲ供スルニ足ラサレハ、復タ何ソ普通学科ニ取ランヤ、今ノ初等中学科ヲ卒業スル者、及高等中学科ヲ修ムル者、其学博ハ則博ナリト雖モ、此二者ノ便ナキヲ如何、且夫レ普通教育ノ目的ハ博ク學術ノ知識ヲ与フルニアリテ、専ラ文字ノ知識ヲ与フルニアラサルハ蓋社会ノ通論ナリトハ雖モ、今我國ノ形勢果シテ此ノ通論ニ準ヒテ得ナキヲ得ルカ、學術ノ著書太甚乏シク、間マ著述ナキニアラサルモ、多クハ外国書ノ拔萃ノミ、翻訳書ナキニアラサルモ多クハ淺近ノミ、若夫レ原書ノ文字ニ通スルニアラサレハ安ソ博ク諸説ヲ參考シテ深ク学理ヲ討究スルヲ得ンヤ、加之初等中学ヲ卒業スルモ尚三ヶ年ノ時月ヲ費スニアラサレハ、今ノ東京大学ニ入ルコト能ハサル所以ノモノ、亦職トシテ英語学力ノ未熟ナルニ由ラスハアラサルナリ、此ヲ以テ之ヲ觀レハ、外国文字ノ教育ハ実ニ我國中学ニ切要ナルヲ知ルナリ、所以ニ普通謂フ英語学科ノ時間ヲ増益スルハ亦当今中学ノ要

務ナリト、然ルニ英語ノ時間ヲ多クセント欲スルカ、他学科ノ時間ヲ減セサル可ラス、時間ヲ減センカ、或ハ学科ヲ省カサル可ラス、之ヲ減シ之ヲ省カンカ、宜ク彼此ノ輕重ヲ量リ、其急不急ヲ視テ斟酌存廢セサル可ラサルナリ、乃斯ニ前陳ノ兩議ニ扞リテ草制シタル改正学科課程表擬案一葉并ニ疏解一綴ヲ具シ、謹テ電覽ニ供ス、若シ夫レ之ニ伴随スルノ細則ハ將ニ下問ヲ俟チテ呈進スル所アラントス、或ハ云ク、中学規則ハ明治十四年八月文部省制定セラル、所ノ中学教則大綱ニ基キタル者ニシテ、其大綱ハ汎ク欧米古今ノ至法ヲ考ヘ、我國現時ノ景況ニ參シ、折衷実ニ宜ヲ得、取捨殆ト遺スナシ、胡ソ輒ク之ヲ改易スルヲ須キヤト雖、然當時我國中学ノ教育未タ開ケス、經驗亦鮮シ、安ソ知ラン、之ヲ实地ニ施シテ此ノ懔然ノ憾ナキ能ハサルヲ、是レ普通力忌諱ヲ忘レテ此建議アル所以ナリ、仰願クハ垂聽頓首再拜

明治十八年一月十日

大阪中学校長 折田彦市

文部卿伯爵大木喬任殿

〔別紙、略。「疏解」の項目名のみを左に掲げる。〕

規則改正擬案疏解

中 学 科 修身 和漢文 英語 算術 代数 幾何 三角法 地理  
 歴史 生理 動物 植物 金石 物理 化学 経済 記簿 本邦法  
 令 習字 図画 体操 / 通計

〔大阪中学校十三行野紙、第三高等学校資料、「明治十八年文部省伺届原稿」、簿冊番号八五〇〇一八、京都大学総合人間学部図書館所

歳)

〔欄外朱筆〕 関西大学創立次第概見 一八八五(明治一八)年三月  
〔推定〕

〔欄外朱筆〕 大坂中学校意見

大阪中学校ヲ改称シテ関西大学校トナサンニハ其施設執行スヘキノ  
事固ヨリ少カラス、今先中ニ就キテ重要ナル案件ヲ挙ケハ、第一校  
名改称ノ發令ナリ、第二設校地所ノ相定ナリ、第三建築工事ノ企圖  
ナリ、第四学科教則ノ撰定ナリ、第五中学生徒ノ処分ナリ、乃茲ニ  
逐件概要ヲ摘ミテ、卑見ヲ陳述スルコト左ノ如シ

第一校名ノ改称ハ必ス本年七月十日以前ニ於テセサル可ラス、何  
ソヤ、七月十日ハ学期ノ末日ニシテ且本学年ノ盡頭ナリ、故  
ニ當ニ本学年ノ業課ヲ完了シテ、校事關ヲ告クルノミナラス、  
次学年ヨリノ去就方向ヲ定ムルモ亦皆此時ニ於テス、此ヲ過  
キテ以往夏期休業中ハ生徒等散シテ四方ニ行クモノ多シ、然  
ルニ改称ノ事ヲシテ生徒分散ノ後ニアラシメハ其迷惑狼狽奈  
何ソヤ、而テ当校カ九月ヨリ執行スヘキノ事務亦大ニ不便ナ  
ルモノアラントス

第二設校地所ノ相定ハ本年中ニ於テセサル可ラス、何ソヤ、此相  
定ナキ時ハ校舎ノ規模、結構及方向、位地并凡百ノ準備ヲ予  
定スルコト能ハスシテ、随テ其新設ノ費額ヲ予算スルコト亦  
難シ、是レ改称ニ亞キテ速定ヲ要スル所以ナリ

第三建築工事ハ十九年度ヨリ起手シ、遅クモ二十一年度中ニ竣

工セサル可ラス、何ソヤ、本年九月ヨリ大学予科ノ教授ヲ始  
ムルトキハ、二十年七月ニ於テ本科生一組ヲ得ルノ予圖(第  
四案件ニ詳ナリ)ナルカ故ニ二十一年度即二十一年度七月ニ  
於テハ又一組ヲ増シ合ニ組ノ本科生アルニ至リ、為ニ外国教  
師ノ館舎及理學教場ノ粧置等漸ク完備ヲ要スルモノ少カラ  
ス、是レ遅クモ二十一年度中ニ竣工セサル可ラサル所以ナ  
リ

第四学科教則ハ學校ノ骨子、精神タル者ナレハ之ヲ撰フハ尤謹ヲ  
加ヘサル可ラスシテ、又尤早ク定メサル可ラサルモノトス、  
乃私ニ惟フニ、関西大学校ニハ本科及予科ヲ置キ、其本科ノ  
修業年限ヲ四ケ年トシ、一ケ年ヲ以テ一學級ニ配シ、其初一  
年ハ共ニ同シク高等ノ普通學科ヲ修メシメ、後三年ハ法理文  
三學科ノ中、其一學科ヲ撰ミテ之ヲ專修セシムヘシ、又予科  
ノ修業年限ハ当分ノ中五ケ年(即五階級)トシ、二十年九月  
ヨリハ其最下級ヲ廢シテ四ケ年トナシ、二十二年九月ヨリハ  
更ニ其最下級ヲ廢シテ三ケ年トナスヘシ、是他ナシ、目今本  
地方ニ於テハ三ケ年若クハ四ケ年ナル大学予科ノ最下級ニ進  
ム迄ノ階梯タルヘキ學校ナキカ故ニ、一兩年間ハ予科ノ年限  
ヲ永クシテ其最下級ノ程度ヲ卑クシ、以テ入學ノ門路ヲ平易  
ニシ置キ、年ヲ逐ヒテ漸々下級ヲ除却スルヲ便トスルノ事情  
アルト、加之二十年九月ヨリ本科ニ入ルヘキ生徒アルヲ以テ、  
此ト同時ニ予科ノ最下級ヲ廢スルトキハ其教場ナリ、其教員  
ナリ之ヲ本科ニ転用スルヲ得テ、經費上亦益スル所多カレハ

ナリ、此予科ノ課程ハ較和漢文ノ時間ヲ多クスルト、独逸語ヲ交ヘサルトノ外、都テ彼ノ東京大学予備門第二級以下ノ課程ト同一ナルモノニシテ、則此本科第四級即第壹年生ハ彼ノ予備門第一級生ニ均シク、此ノ本科卒業生ハ恰モ東京大学法理文第二級卒業生ト匹敵スヘキモノトス、而テ教員ハ本科及予科ヲ通シテ専内国人ヲ須キ本科ニ於テハ特ニ歐米人式人ヲ加ヘ、之ヲシテ一ニ英語及英文學ヲ担当教授セシム、抑予科ニ於テ早既ニ外国人ヲ須キス、本科ニ至リテ始メテ之ヲ須キル所以ノ者他ナシ、我本科ヲ修ムルノ生徒ハ蓋遂ニ進テ東京大学等ニ入り、更ニ高尚ナル學科ヲ研究スルノ志望アルモノ多カラン、然ルニ曾テ予科ニ於テ外国教員ニ親炙シタルコトアルモ、本科ニ入りテ爾來久シク之ニ遠カルトキハ、會話談話ノ力退歩シテ、大ニ実地ニ使用ラ欠クノ恐アレハナリ

第五従來在學ノ生徒ニシテ其校事ノ變革ニ遭フトキハ浮説百端、人々疑懼為メニ方向ヲ誤ルモノ其例鮮シトセス、故ニ登ニ及ヒテ予メ之カ計画ヲ為シ、改称ノ令一タヒ発スルト同時ニ夫々区処ノ法ヲ開示シテ、今後各自ノ目的ヲ定メシメサル可ラス、幸ニ今当校高等中學校科生徒ハ其數僅少ナルカ故ニ、之ヲ攀ケテ東京大学予備門ニ転學セシメ、此他初等中學校科生徒ニシテ當校ニ留學ヲ望ム者ハ、更ニ英語科ノ力ヲ檢シ、関西大学予科第二級以下ニ入學セシメント欲スルナリ、此クノ如クスルトキハ、本年九月ニ於テ既ニ予科第二級生、同第三級、第四級、第五級各若干組ヲ得、十九年九月ニ於テハ各級皆昇

進シテ、其最ナル者ハ第一級ニ達シ、二十年九月ニハ又進ミテ其最ナル者ハ予科ヲ卒業シテ斯ニ本科一組ヲ得、二十一年九月ニハ又更ニ一組ノ予科卒業生ヲ得テ、合セテ二組ノ本科生徒ヲ得ヘキノ予圖ハ、蓋敢テ過ラサルヘキヲ信スルナリ

#### 〔欄外朱筆〕

文部一局見込

第一 學校改置ノ事ヲ示達スルハ該考案ノ通ニテ異議ナシ、尤モ其名称ハ関西高等學校トナスヲ可トスヘシ

第二 校地ノ事ハ將來施設上ノ都合アルヘキニ因リ、可成速ニ之ヲ相定シ置ク方可ナルベシ、尤該校地ハ大阪府内ニシテ市区ヲ距ルコト概ネ一二里ノ所ニ於テ相定スルニ若カサルベシ、蓋シ該府ハ関西ノ最大幅濶地ニシテ、四国中国九州等ヨリノ交通盛ナルノミナラス、往年諸藩倉屋敷ノ設ケモアリシ所ニシテ、各地方トノ關係甚タ親密ナルヲ以テ、子弟ノ茲ニ來リテ修學スルハ、頗ル便ナル所アリ、且將來医学科ヲ設クル場合ニ於テハ、該生徒ノ研究病院ノ設置等必ス如此キ幅濶ノ地ニ於テスルヲ便トスベク、其他法學生徒ノ裁判所ニ出入スル等ノ便ヲ慮<sup>モ</sup>モ亦該學校ハ此地ニ設置スルヲ可トスベシ、而シテ校舍ノ新築成ルトキハ現在ノ中學校舎ハ支校、又ハ病院等ニ充用シテ可ナルベシ

第三 建築ノ事ハ校地ノ相定ニ次テ可成速ニ決定、着手スルニ若カサルベシト雖モ、是レ其設置スベキ學科ノ多寡及其設置ノ遲速ニモ関スベシ、而シテ其設置スベキ學科ハ漸次多數ナランコト

ヲ要スベシト雖モ、其設施ノ難易、經費ノ給否等ヲ慮ルニ、当初ニ於テハ先ツ現今ノ中学釐正シ、予備科タルニ適セシムルコトヲ務メ、其本科ハ姑ク方今殊ニ緊要ナルノ学科二三科ノ設置ニ止メテ可ナルベシ、蓋シ方今施設ヲ要スベキ専門学ハ其科固ヨリ鮮カラスト雖モ、就中理学ヲ振起シ、諸般実業ノ基本ヲ開興スルハ殊ニ方今ノ緊要事ナリ、且大阪中学校ハ旧舎密局等ヲ継承セルモノニシテ、当初既ニ理学ノ教育場タリシノミナラス、近年一旦専門学校トナリシトキモ、理医ニ学科ヲ設ケタルモノニシテ、自ら理科ニ係ル教授上ノ準備等ハ既ニ多少具ル所アルカ如シ、從テ今之ヲ高等学校ニ改更シ、其本科ヲ置カントセハ、右理科ニ係ル学科ノ如キハ稍施設シ易キ所アルベシ、故ニ其本科ハ先ツ物理、化学、数学ノ如キ理科ニ係ル学科二三科ヲ設置スルコト、シ、其他ノ学科ニ至テハ当ニ漸ヲ以テ之レカ施設ヲ計畫スルニ若カサルベシ、果シテ然ラハ其間ハ現在ノ場地ニ於テ施設スルモ敢テ甚シキ妨ケナカルベキニ由リ、建築着手、竣功ノ期限等ハ宜ク別議ニ付シ、此際一時ニ決定セサルモノ可ナルベシ

第四 学科教則ノ事ハ、既ニ前項ニ述ベタルカ如ク、当初ニ在テハ先ツ現在ノ中学科ヲ釐正シテ、予備科タルニ適セシムルコトヲ務メ、其本科ハ姑ク方今殊ニ緊要ナルノ学科ニシテ、且稍施設シ易キモノ二三科ノ設置ニ止メテ可ナルベシ、而シテ其予備科ニハ東京大学入学志願ノ者モ亦入学スルコトヲ許シ、該予備科ヲ卒リタル者ハ該大学予備門第一級ニ転入スルヲ得セシムルコ

ト、ナシテ可ナルベシ、而シテ教員中欧米人ヲ須ヒテ英語及英文学ヲ教授セシメントスルハ固ヨリ可ナリト雖モ、既ニ右英語及英文学ヲ教授シテ東京大学トノ連絡宜キヲ得セシメントセハ、独リ本科ニ於テ始テ然カスルノミナラス、予備科ニ於テモ亦然カセサルベカラストスルナリ

#### 第五 異議ナシ

右ノ如クナレハ其費用モ当分格別多額ヲ要セサルベシ、尤詳細ノ予算ハ本案ノ大体決定ノ上ニテ調査スベシ

(大阪中学校十三行野紙、第三高等学校資料、「明治十八年文部省伺届原稿」、簿冊番号八五〇〇一八、京都大学総合人間学部図書館所蔵)